

愛知県町村会規約

昭和22年10月 1日制定
昭和30年 9月13日一部改正
昭和59年 2月13日一部改正
平成19年 2月13日一部改正

第1条 本会は愛知県町村会と称し県内全町村を以てこれを組織する。

第2条 本会は事務局を名古屋市中区三の丸二丁目3番2号に置く。

第3条 本会は町村間の連絡調整と地方自治の振興発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町村の事務に関する連絡調整
- (2) 国、県等に関する要望・陳情等に関する事項
- (3) 町村の行財政に関する調査研究
- (4) 町村職員の教養、福利厚生並びに損害補てんに関する事業
- (5) 町村の財産損害補てんに関する事業
- (6) 系統町村会との連絡並びに協力
- (7) その他目的達成上必要な事項

第5条 本会の会議は総会及び理事会とする。

総会は定期総会及び臨時総会とし定期総会は毎年1回これを開き臨時総会及び理事会は会長において必要があると認めた場合にこれを開く。

第6条 総会及び理事会は会長がこれを招集する。

理事定数の4分の1以上から会議に附議すべき事件を示して臨時総会又は理事会の招集の請求があるときは会長はこれを招集しなければならない。

第7条 総会に出席すべき各町村の代表者はこれを1人とし当該町村の町村長を以てこれに充てる。

第8条 総会及び理事会の会議における議長の職務は会長がこれを行う。但し会長に事故がある時又は会長が欠けた時は副会長がその職務を代理し会長及び副会長がともに事故がある時又は欠けた時はその会議に出席している者の中から仮議長を選出しその者が議長の職務を行う。

第9条 総会及び理事会はその構成員の半数以上の者が出席しなければ会議を開き議決をすることができない。

会議の議事は、議長を除く出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 本会に会長1人、副会長2人、理事12人以内及び監事2人を置く。
会長及び副会長は郡の町村会会長である理事の中から理事会でこれを選出する。
理事は郡内の町村数3ヶ町村以内は1人、4ヶ町村以上は2人と定め各郡においてこれを選出する。

但し内1人は郡の町村会会長を以てこれに充てる。

監事は理事会においてこれを選出する。

第11条 会長は本会の事務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長に事故がある時又は欠けた時その職務を代理する。

理事は理事会において総会に提出する議案を審議するとともに総会において委任された事項を議決する外重要事項につき会長の諮問に応ずる。

監事は本会の事務を監査する。

第12条 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。

任期は選挙の日からこれを起算する。但し前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合においては前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算する。

前任者の任期満了の日後に選挙を行う場合においては前任者は後任者の就任する時まで在任する。

補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第13条 役員には報酬を支給しない。

但し必要に応じ実費を弁償することができる。

第14条 本会に事務局長1人、職員若干人を置き会長がこれを任免する。

事務局長は会長の命を受け本会の事務を整理する。

職員は上司の命を受け庶務に従事する。

第15条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は会長の推薦により理事会の議決を経てこれを委嘱する。

第16条 本会に政務調査会を置くことができる。

政務調査会の組織、運営等に関する事項は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第17条 本会に常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

専門委員は専門の学識経験を有する者の中から会長がこれを委嘱する。

専門委員は会長の委託を受け必要な事項を調査する。

第18条 本会の経費は会費、補助金、寄附金、その他の収入を以てこれに充てる。

会費は各町村の負担としその金額及び分賦方法等は理事会の議決を経て毎年度予算でこれを定める。

第19条 本会の毎年度事業計画並びに歳入歳出予算は会長がこれを調整し年度開始前に理事会の議決を経て、直近の総会に報告しなければならない。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第20条 本会の決算は会長がこれを調整し監事の監査報告をそえて理事会の認定に付し翌々年度の総会に報告しなければならない。

第21条 この規約の変更は総会の議決を経なければならない。

総会の議決権は総会の議決によりこれを理事会に委任することができる。

第22条 この規約の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この規約は昭和22年10月1日からこれを施行する。

この規約施行の際現に愛知県町村長会が所有する一切の権利義務は現状のままこれを愛知県町村会に引き継ぐものとする。

この規約施行の際現に愛知県町村長会の会長、副会長、評議員、幹事及びこの規約による事務局長に相当する地位に在る主事その他の職に在る者はこの規約に

より愛知県町村会の会長、副会長、評議員、幹事、事務局長その他の相当職に選挙又は任命されたものとみなし任期があるものについてはその任期は従前の会則による選挙又は就任の日からこれを起算する。

附 則

この改正規約は議決の日から施行する。（昭和30年9月13日議決）

附 則

この改正規約は議決の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。